

196

社員を帰宅困難者にさせないためのマニュアル策定と帰宅困難者受入態勢の整備

取組主体	法人番号	事業者の種類（業種）	実施地域
三井住友海上火災保険株式会社	6010001008795	その他事業者 （金融業，保険業）	東京都

【社員を帰宅困難者にさせないためのマニュアル策定】

- 三井住友海上火災保険株式会社では、平成 23 年 11 月、災害発生時の社員の帰宅や残留に関する対応マニュアルを制定し、災害発生時に東京 23 区等においては「事務所残留」を原則とした。
- 同社のマニュアルでは、徒歩帰宅についての可否のチェックリストを設けている。例えば、時速 2.5km で日没までに自宅に到達しない場合には、事務所残留とするなどの項目がある。

【帰宅困難者受入態勢の整備】

- 同社は、平成 24 年 8 月に、駿河台ビルと駿河台新館について、千代田区と帰宅困難者受入及び備蓄品保管倉庫の無償貸与の協定を締結したことに続き、平成 25 年 9 月には詳細協定を締結し、帰宅困難者受入スペース（約 2,000 m²）や備蓄品保管用貸与倉庫（約 200 m²）を特定した。